

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分及び 審査請求の内容	裁決の概要
1	独立行政法人 環境再生保全 機構	鳥取市の 男性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺に罹患した旨の認定を求めたところ、処分庁は、令和5年3月3日付けで、法第4条第2項に規定する認定を行わないとの原処分をしたため、請求人が、同年4月27日付けで審査請求をした事案である。 請求人の職業歴から、大量の石綿ばく露の可能性は否定できないものの、提出を受けた請求人の放射線画像からは、胸膜ブランクはみられるものの、肺線維化所見は認められないため、石綿肺と判定することはできず、提出を受けた呼吸機能検査報告書からは呼吸機能障害も認められなかった。 よって、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったと認められないとして不認定にした原処分は相当である。
2	独立行政法人 環境再生保全 機構	大阪府羽 曳野市の 男性	著しい呼吸機能障 害を伴うびまん性 胸膜肥厚 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚に罹患した旨の認定を求めたところ、処分庁は、令和5年5月31日付けで、法第4条第2項に規定する認定を行わないとの原処分をしたため、請求人が、同年7月11日付けで審査請求をした事案である。 請求人の職業歴から大量の石綿ばく露の可能性は否定できず、著しい呼吸機能障害も認められるものの、画像所見からは、限局的な胸膜ブランクがみられるにとどまりびまん性胸膜肥厚は認められず、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚とは判定できない。請求人の著しい呼吸機能障害は、肺気腫（慢性閉塞性肺疾患）によると考えられる。 よって、請求人は、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚とは認められないとして不認定とした原処分は相当である。
3	独立行政法人 環境再生保全 機構	千葉県成 田市の女 性	中皮腫 特別遺族弔慰金及 び特別葬祭料	棄却 本件は、請求人が、未申請死亡者である夫が中皮腫により死亡したとして、特別遺族弔慰金・特別葬祭料を請求したところ、処分庁は、令和5年6月30日付けで、法第22条第1項に規定する認定を行わないとする原処分をしたため、請求人が、同年9月14日付けで審査請求した事案である。 請求人は、未申請死亡者の病理診断結果（vimentin陽性、AE1/AE3、EMA、calretinin、WT1、MDM2、CDK4陰性、MTAPとBAP1に核消失、D2-40陽性）を根拠として、未申請死亡者が肉腫型中皮腫の一種である線維形成性中皮腫により死亡した旨を主張するところ、同病理診断結果においても、線維形成性中皮腫を含む肉腫型中皮腫で陽性となる抗体とされているAE1/AE3、calretinin、WT1は陰性であった上、当審査会において複数の病理標本を再染色した上で検鏡したところ、BAP1及びMTAPの発現消失の所見も得られず、中皮腫の根拠となる所見は認められず、画像所見においても中皮腫の根拠となる所見は見いだせず、未申請死亡者が中皮腫に罹患していたと判定することはできなかった。なお、病理所見及び画像所見から、石綿ばく露を示す所見も認められなかった。 よって、未申請死亡者が中皮腫に罹患していたとは認められないとした原処分は相当である。
4	独立行政法人 環境再生保全 機構	東京都立 川市の男 性	著しい呼吸機能障 害を伴う石綿肺 認定	棄却 本件は、請求人が、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺にかかったとして、法第4条第2項に基づく認定申請をしたところ、処分庁が、令和6年6月25日付けで、当該認定をしない旨の処分（原処分）をしたため、請求人が同年8月6日付けで審査請求をした事案である。 請求人は、大量の石綿にばく露した可能性があるが、放射線画像診断では、石灰化した胸膜ブランクは認められるものの、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められなかった。なお、請求人には、著しい呼吸機能障害が認められるが、石綿肺以外の疾患によるものと考えられる。 よって、原処分は相当である。